

令和3年度

県北広域振興局土木部管内
水門・陸閘機械設備点検業務委託

特記仕様書

県北広域振興局土木部

第1条 【適用範囲】

この特記仕様書は、「県北広域振興局土木部管内水門・陸開機械設備点検業務委託」に適用する。

第2条 【諸法規の遵守】

受託者は業務の実施にあたり労働安全衛生法等諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、その運用に当たって適用事項となる一切のものに関しては、受託者の負担と責任において行うものとする。

第3条 【点検箇所等】

番号	箇所	門数	ゲート形式	仕様等
1	川尻水門	1	電動 ローラゲート	B23.4m*H4.6m ワイヤロープ式
2	八木北陸開	1	電動 引戸	B7.5m*H7.0m 扉体面積10m2以上
3	八木南陸開	1	電動 引戸	B5.5m*H4.6m 扉体面積10m2以上
4	小子内陸開	1	電動 スイングゲート	B4.6m*H4.7m 扉体面積10m2以上
5	諏訪下東2号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H5.6m 扉体面積10m2以上
6	諏訪下北1号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H5.1m 扉体面積10m2以上
7	諏訪下西1号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H4.5m 扉体面積10m2以上
8	諏訪下西2号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H4.5m 扉体面積10m2以上
9	諏訪下西3号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H4.5m 扉体面積10m2以上
10	諏訪下南1号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H5.1m 扉体面積10m2以上
11	諏訪下南2号陸開	1	電動 引戸	B8.0m*H5.2m 扉体面積10m2以上
12	諏訪下南3号陸開	1	電動 引戸	B8.0m*H5.3m 扉体面積10m2以上
13	諏訪下南4号陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H5.6m 扉体面積10m2以上
14	諏訪下南6号陸開	1	電動 引戸	B6.0m*H3.1m 扉体面積10m2以上
15	広内水門	1	電動 ローラゲート	B5.5m*H2.2m ラック式
16	広内陸開	1	電動 引戸	B7.7m*H3.5m 扉体面積10m2以上
17	野田水門 (1・3号)	2	電動 サーニットゲート	B22.7m*H3.0m ワイヤロープ式
18	野田水門 (2号)	1	電動 サーニットゲート	B22.7m*H3.5m ワイヤロープ式
19	野田1号陸開	1	電動 引戸	B9.5m*H4.5m 扉体面積10m2以上
20	米田水門	1	電動 ローラゲート	B12.0m*H2.8m ワイヤロープ式
21	米田陸開	1	電動 引戸	B5.0m*H4.7m 扉体面積10m2以上
22	野田玉川水門	1	電動 ローラゲート	B15.0m*H3.2m ワイヤロープ式
23	普代水門	4	電動 ローラゲート	B20.0m*H4.5m ワイヤロープ式
24	普代左岸陸開	1	電動 引戸	B5.0m*H4.8m 扉体面積10m2以上
25	普代右岸陸開	1	電動 引戸	B10.0m*H4.8m 扉体面積10m2以上
26	太田名部陸開	1	電動 マイタゲート	B6.2m*H4.5m 扉体面積10m2以上

第4条 【点検業務期間】

令和4年3月15日まで (予定)

第5条 【点検内容等】

年点検の主な内容等は下記のとおりとする。なお、点検範囲については、別添点検範囲図参照のこと。

- (1) 施設全体の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、目視点検後の確認運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）、準備、後片付けまでとする。
- (2) 点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給を含むものとする。
- (3) 施設を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガテスター、マイクロメーター、シックスネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油等を行った後、確認運転を行う。なお、必要に応じてゲート板厚を測定する。
- (4) 「河川海岸施設維持管理システム」点検チェックシートの記入要領により、点検結果を取りまとめる。

第6条 【業務計画書】

受託者は、点検整備方法等について記載した業務計画書を事前に作成し、監督職員へ提出すること。これに変更が生じた場合も同様とする。

第7条 【報告書】

点検結果は、下記のとおり報告するものとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 写真 1部

第8条 【発生品及び撤去品の処分】

発生品及び撤去品は、適正に処分するものとする。

第9条 【その他】

点検の結果、設備の不具合等による機器の取替え等を早急に実施する必要が認められた場合は、資料を作成し監督職員と協議するものとする。

また、本業務委託の実施にあたり交通誘導員の手配の必要が生じた場合、監督職員と協議するものとする。